

INFORMATION

時間が無い社会人の方にオススメ！ 中小企業診断士30!!

教材フル装備!

情報量そのまま!

60分講義を実現!!

仕事が忙しくて学習時間の確保が難しかった方にオススメのコースです!

従来の講義内容をそのまま1講義60分に凝縮している
ので社会人の方が無理なく1次試験合格を目指せます。
科目別に受講もでき、中小企業経営・政策なら2時間で基礎講義をマスター!

各科目の基礎講義時間

経済学・経済政策	財務・会計	企業経営理論	運営管理
4時間	9時間	5時間	4時間
経営法務	経営情報システム	中小企業経営・政策	トータル講義時間
3時間	3時間	2時間	30時間

アウトプットを中心に学習！ 1次科目別経験者合格コース!!

必要な科目だけ選択して受講できる学習経験者専用の1次試験対策コースになります。
短時間で効率的な学習ができる中小企業診断士30のWebフォローを特別価格で受講できる特典付き!

今から間に合う2次合格法セミナー 8/4(日)～配信開始!

1次試験後からスタートしても間に合う2次試験の合格法をご紹介します!
これから2次試験対策をお考えの方は必見のセミナーです!!

最新情報や講師メッセージを
ツイッターでお届けします!

フォロー
お願いします



⑤ 経営法務

【総評】

令和元年度の本試験は、問題数は22題（昨年23題）、設問数は25問（昨年25問）であった。昨年度よりも問題数は減少したものの、設問数は同じであり、例年並みのボリュームといえる。出題内容は、資本市場へのアクセスを含む会社法関連が7問（昨年8問）、知的財産権関連が8問（昨年9問）、下請代金支払遅延等防止法を含む民法・その他が10問（昨年8問）であった。こちらも例年どおり、偏りのない出題傾向であった。全体的な難易度については、出題論点を考慮すると、昨年度よりも易しくなっているが、昨年度の難易度が高かったことを勘案すると、結果として例年並みの難易度であったと思われる。以下、各分野について見ていく。

会社法関連は、第1問～第2問、第5問～第6問、第8問、第22問の計7問であった。第1問のような基本論点の出題も見受けられたが、第8問の金融商品取引法に定める縦覧書類の公衆縦覧期間のような応用論点の出題も見受けられた。

知的財産権関連は、第9問～第15問の計8問であった。第11問の著作権の保護期間や第12問の新規性喪失の例外規定などの法改正に関する問題も見受けられたが、改正論点の対策をたててきた方は、対応しやすかったと思われる。合格のためには、この知的財産権関連で得点を稼ぐことが重要と思われる。

民法・その他は、民法8問（第3問・第4問・第16問の設問2・第17問～第21問）、下請代金支払遅延等防止法1問（第7問）、英文契約書1問（第16問の設問1）であった。これらについては、幅広い知識が必要とされるが、第16問の設問2のインコタームズなど、過去問題を通じた対策が有効であった問題も見受けられた。

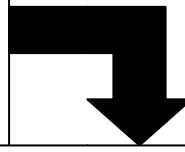
【的中問題！】 一部ご紹介致します！

大原：公開模擬試験－第1問

第1問

持分会社に関する記述として、最も適切なものはどれか。解答は問1にマークせよ。

- ア 合名会社の社員は、会社債権者に対して直接無限連帯責任を負う。したがって、社員の出資形態は財産出資に限られ、労務出資や信用出資は認められない。
- イ 合資会社は、直接無限責任社員と直接有限責任社員の合計3人以上で設立可能となる。直接無限責任社員と直接有限責任社員は、それぞれ最低1人いればよい。
- ウ 合資会社の社員の出資に関しては、無限責任社員、有限責任社員を問わず、財産出資・労務出資・信用出資が認められている。
- エ 合同会社は、間接有限責任社員のみで構成され、社員1人で設立できる。また、最低出資金の規定はなく、出資金1円とすることも可能である。



本試験：第1問

第1問

合同会社、合名会社、合資会社の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

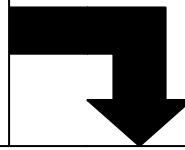
- ア 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、会社成立後に新たに社員を加入させることができる。
- イ 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、社員は2名以上でなければならない。
- ウ 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、定款の定めによっても、一部の社員のみを業務執行社員とすることはできない。
- エ 合同会社と合名会社の社員は無限責任社員のみで構成されるが、合資会社の社員は無限責任社員と有限責任社員により構成される。

大原：公開模擬試験－第17問

第17問

債権譲渡に関する記述として、最も不適切なものはどれか。なお、債権者・譲渡人をA、債務者をB、新債権者・譲受人をCとし、AからCに債権が譲渡されるものとする。解答は問20へマークせよ。

- ア 債権譲渡は、AとCの契約により行われ、両当事者の合意の意思表示のみによって成立する。
- イ AからCへの債権譲渡を、債務者Bに主張するためには、AからBへの通知及びBの承諾の両方が必要になる。
- ウ 債権譲渡の効力が生ずると、債権の同一性を保ったまま、債権が譲渡人Aから譲受人Cに移転する。
- エ 債権譲渡の通知／承諾は、確定日付ある証書によってなされなければ、債務者B以外の第三者に対抗できない。



本試験：第20問

第20問

債権譲渡に関する記述として、最も適切なものはどれか。なお、別段の意思表示はないものとする。

- ア AがBに対する指名債権を二重譲渡した場合において、Cへの債権譲渡に係る通知の確定日付が2019年7月23日、Dへの債権譲渡に係る通知の確定日付が同月24日であり、債務者であるBに当該通知が到達したのが、前者は同月26日、後者は同月25日であったときは、債務者Bは、Cに対して弁済をする必要がある。
- イ 指名債権の譲渡の対抗要件としての債務者の承諾は、譲渡人又は譲受人のどちらに対してしても、有効である。
- ウ 指名債権の譲渡の通知以前に、弁済期の到来している反対債権を有していた場合でも、譲渡の通知後においては相殺することができない。
- エ 指名債権の譲渡は、譲受人が譲渡人に代位して債務者に通知をすることによっても、債務者に対抗することができる。